

A28 医療法人の役員の資格要件に、他の医療法人の理事長又は理事、監事であるものは、役員に就任することができないという規定はありません。

【解説】

規定が存在しないため、他の医療法人の理事や監事に就任されている方、さらには理事長に就任されている方についても、就任できると思われまます(ただし、好ましくないとは指導している都道府県もあるようです)。

理事長の兼務については、厚生労働省の特定医療法人FAQにおいて次のように記載されています。

医療法人は複数の医療機関の開設が可能であるのに、理事長が更に他の医療法人の理事長として医業を行わなければならない必要は通常ないものと考えられます。そのため、特別の理由・必然性がなければ、医療法人の代表者である理事長が他の医療法人の理事長を兼ねることは認められないと考えます。